

船舶事故調査報告書

令和元年11月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成31年4月4日 05時00分ごろ
発生場所	山口県 ^{くだまつ} 下松市 ^{かまど} 笠戸島北西方沖の下コース瀬 火振岬 ^{ひぶり} 灯台から真方位317° 2.7海里付近 (概位 北緯33° 57.7′ 東経131° 46.9′)
事故の概要	漁船 ^{かいこう} 海幸丸は、西南西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年6月3日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 海幸丸、4.95トン
船舶番号、船舶所有者等	YG3-47019（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船首船底部外板に凹損及び亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約151cm（光） 日出時刻：05時57分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、水揚げを行ったあと帰途につき、約13ノットの対地速力で手動操舵により西進中、船長が、前路に停泊している作業船の照明を認め、陸岸が近いと感じ、その沖側を通航することとして少し左に針路を取り、西南西進したところ、下コース瀬に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約0.8m、船尾約1.3mであった。 船長は、本事故当時、慣れた海域なので目視のみで航行できると思い、レーダーやGPSプロッターを見ないで航行していた。
分析	本船は、西南西進中、船長が、レーダーやGPSプロッターを使用しておらず、目視のみで航行したことから、下コース瀬に向かう状態となっていることに気付かず、下コース瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が西南西進中、船長が、レーダーやGPSプロッターを使用しておらず、目視のみで航行したため、下コース瀬に向かう状態となっていることに気付かず、下コース瀬に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・慣れた海域であっても、夜間航行時には、目視のみに頼らず、レーダーやGPSプロッターを使用して船位及び針路上の状況を確認

	認すること。
--	--------